

確認申請の要否の確認フロー

用途変更の可否の確認フロー

既存建物の用途変更をしますか

はい

変更後の用途が当該用途地域内の制限に適合するかどうか確認
(法第48条 用途地域等)

適合

不適合

変更前後の用途が令第137条の19第2項の**類似の用途**※1に該当しますか
(用途地域不適格のままでよい場合)

いいえ

はい

用途変更部分が法第6条第1項第一号の「**特殊建築物**」※2に該当しますか

いいえ

はい

用途変更を行う床面積※3が**200㎡**を超えますか

いいえ

はい

変更前後の用途が令第137条の18の**類似の用途**※4に該当しますか
(確認等を要しない場合)

はい

いいえ

用途変更の**確認申請不要**

用途変更の**確認申請必要**

※確認申請が不要の場合も**チェック必要**

「**既存不適格建築物**」※5に該当しますか (法第87条第3項関係)

いいえ (現行法適合)

はい

既存遡及**不要**

はい

変更前後の用途が令第137条の19第1項**類似の用途**※6に該当しますか (既存遡及が不要の場合)

いいえ

用途変更により、既存不適格事項について
準用させるべき規定※7について適合しますか

いいえ

はい

用途変更により**新たに適用される規定**※8について適合しますか
法第8条第1項 (維持保全)

はい

いいえ

法第8条第1項：建築物の所有者、
管理者又は占有者は、その建築物の
敷地、構造及び建築設備を常時適法
な状態に維持するように努めなければ
ならない。

用途変更**実施可能**

用途変更**実施不可**

※1 例) 法別表第2 (に) 項三～六号の用途間：三号ボレーング場⇄三号スケート場、三号ボレーング場⇄四号ホテル

※2 特殊建築物：法別表第1 (い) 欄に掲げる用途 (令115条の3に規定する用途を含む。)
例) ホテル、寄宿舍、児童福祉施設等、飲食店、物品販売業を営む店舗、自動車修理工場、診療所 (患者の収容施設があるもの) など

※3 共用部分の床面積を除く。(詳細は、愛知県建築基準法関係例規集P38参照)

※4 類似の用途：令第137条の18の各号に記載された用途相互間
例) 1号：劇場⇄映画館⇄演芸場、2号：公会堂⇄集会場

(対象外) 3号若しくは6号の用途 : 1低、2低にある場合
7号 (体育館等) の用途 : 1中高、2中高、工専にある場合
9号 (キャバレー等) の用途 : 準住居、近商にある場合

※5 既存不適格建築物：建築当時は法に適合していたものの、その後の法改正等により法に適合しなくなった建築物

※6 類似の用途：令第137条の19第1項の各号に記載された用途相互間
例) 1号：劇場⇄映画館⇄演芸場⇄公会堂⇄集会場

※7 法第87条第4項に基づく令による緩和の適用可

※8 改修計画に大きな影響を与える主な法令 (参考)

変更後の用途・規模等が法第27条に適合しますか
(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

変更後の用途・規模等が令第23条の基準に適合しますか
(階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法)

変更後の用途・規模等が令第121条に適合しますか (2以上の直通階段を設ける場合)

変更後の用途・規模等が令第126条の2に適合しますか (排煙設備の設置)

など